

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

平成23年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）の改正法も国会において成立した。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができた。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記された。今後、35人以下学級の着実な実行が重要である。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもにいていねいな対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、「障害」のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。このような中で、地方が独自に実施する少人数教育は高く評価されている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法で保障されている。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28か国）の中で日本は下位のほうに位置している。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

よって、政府において、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図っていくため、下記事項について早急に措置されるよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 2 きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

大分県豊後大野市議会議長 小野 栄 利

内閣総理大臣	菅	直	人	様	
内閣官房長官	枝	野	幸	男	様
文部科学大臣	高	木	義	明	様
財務大臣	野	田	佳	彦	様
総務大臣	片	山	善	博	様